

システム販売における広葉樹専用物件の取組

関東森林管理局 福島森林管理署 主任森林整備官 佐藤 匡
主事 石川 喜規

1 課題を取り上げた背景

これまで広葉樹低質材は、チップ材等のシステム販売として針葉樹低質材と同じ物件の中で取り扱ってきました。広葉樹低質材はあくまで針葉樹人工林の森林整備で生じる副産物のようなものであり、針葉樹低質材に比べて量も少ないのが現状です。

当署は管内の約1割をアカマツ人工林が占めており、その齢級構成は50年生以上が約4割を占め、主伐齢級を超えたアカマツ人工林の森林整備を進める中で、製材用として利用可能な太さの広葉樹も増えてきています（写真1）。広葉樹低質材の中には製材用として利用可能なものも混じっていました。



(写真1：アカマツ林に混交する広葉樹)

このような中、需要者側から家具やフローリング用として、国産広葉樹を使いたいという要望が高まっていることから、これまでチップ用とされてきた広葉樹の長さ2mの短尺材の中から、より単価の高い製材用として利用を促進し、森林資源の付加価値を上げるための取組として、平成30年度に広葉樹単独のシステム販売を実施したものです。

2 取組の経過

広葉樹低質材単独の販売は初めての取組でもあるため、システム販売の下限である1,000㎡で長さ2m、全径級対象の物件としました。併せて国有林の立木販売を購入した林業事業体に趣旨を説明し、システム販売の協調出荷を予定しました。

3 実行結果

針葉樹低質材と広葉樹低質材を別々の物件で公募した結果、広葉樹が欲しい事業者の意欲的な参入があり、3社の応募がありました。針葉樹低質材と一緒に物件であった平成29年度までに比べ、今回の取組により価格面でも影響があり、単価が約30%アップとなりました。広葉樹低質材と針葉樹低質材をひとまとめで販売すると、用途が限られていましたが、需要に併せて分割し販売することで、新たな用途、販売先が広がる可能性を確認できました。

今回の取組で販売した広葉樹低質材（写真2）は、製材が可能なのはフローリング用に、チップとして利用されるものは製紙用に利用されました。販売数量は約400㎡となり、そのうち約1割がフローリング用材として選別され、製材されました（写真3）。



(写真2：広葉樹低質材の積込風景)



(写真3：製材されたフローリング原板)

4 考察

広葉樹低質材をフローリング用材として流通させるには、以下の課題があることがわかりました。

- (1) カビや割れの心配から、10月以降の冬期伐採が求められる。
- (2) フローリング原板を製材する技術を有する製材所が限られている。
- (3) 低質材の中からのフローリング用材の選別は、素材生産事業者では

判断が難しく、チップ工場等ではその手間などからやりたがらない。

今後、これらの課題に対応し、国産広葉樹の利用拡大を図っていきたいと考えています。そして、地域での木材利用、流通など、地域と繋がりを大事にしながらく取組を継続していきたいと思えます。